

# R6年度以降における入札・契約手続き等の変更について

令和6年3月

## ★【工事】事後審査型一般競争入札方式を導入

「事後審査型」は入札前に入札参加資格の審査は行わず、開札後に一旦落札決定を保留にし、最低価格入札者（落札候補者）のみ入札参加資格の審査を行った上で、落札者を決定する入札参加資格審査方式です。

落札候補者のみ入札参加資格の確認書類を提出することとなり、入札事務の負担を軽減が図れます。入札公告において事後審査型の該当案件かどうかを記載します。

**入札申請後の事前審査は行いません。入札公告に記載する必要な資格を満たすかどうか、事業者の皆さんが十分確認のうえ参加申請を行ってください。**

## ★【工事・業務委託】積算違算の取扱要領を作成

入札公告や入札指名通知の後に設計書に違算が判明した場合、当該入札案件の取扱いを明確にするため要領を作成しました。

原則、入札を中止し再入札としますが、案件によって落札決定に影響がない場合など手続きを続行するケースもあります。

「川西市設計違算に関する事務取扱要綱」

市HP

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/nyusatsu/nyusatsukeiyaku/1004219/1019234.html>

## ★【指名願】7～9年の本申請を10月に電子による申請で受け付け

指名願（一般競争入札等参加資格審査申請）の本申請の受け付けを令和6年10月に行います。有効期限は令和7年1月から令和9年12月までの3年間です。

なお、前回までデータファイルの送信と書類送付により受け付けていましたが、今回の申請より書類の送付は不要とし、すべて電子ファイルの送信に変更する予定です。

詳細は令和6年9月に市ホームページ等で案内します。